

指定訪問介護・指定第1号訪問事業重要事項説明書

りんりんはご利用者に指定訪問介護・指定第1号訪問事業を提供します。サービスを提供する上で、りんりんの概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護者、要支援者または事業対象者と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 りんりん
- (2) 所在地 愛知県半田市岩滑高山町5丁目4番地
- (3) 電話番号 0569-32-6616 ファックス 0569-32-6623
- (4) 代表者氏名 理事長 渡邊 千恵

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 特定非営利活動法人 りんりん
- (2) 事業所の種類 指定訪問介護・指定第1号訪問事業
平成11年9月28日指定
愛知県第2372400131号
- (3) 事業所の目的 指定訪問介護・指定第1号訪問事業は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (4) 事業所の所在地 愛知県半田市岩滑高山町5丁目4番地
- (5) 電話番号 0569-32-6616 ファックス 0569-32-6623
- (6) 当事業所の運営方針
訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。
また、居宅介護支援事業者等を通じ利用者の諸状況の把握をするように努め、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (7) 開設年月日 平成12年4月1日
- (8) 通常の実業の実施地域
(指定訪問介護) 半田市、阿久比町、武豊町
(指定第1号訪問事業) 半田市
- (9) 事務所の営業日及び営業時間

事務所の営業日及び営業時間 (受付時間)	月曜～金曜 9時～17時 (但し、国民の休日・年末年始12/29～1/3を除く)
サービス提供時間	年中無休 6時～22時 但し、訪問型サービスBは 平日9時～17時

3. 職員の体制

りんりんでは、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

令和7年4月1日現在

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者 (サービス提供責任者と兼務)	1		職員の管理及び業務の管理
2. サービス提供責任者	7		利用申込み調整、 訪問介護計画・第1号訪問事業計画の作成等
3. 訪問介護員 (内訳)		22	訪問介護・第1号訪問事業のサービスの提供
介護福祉士		19	
実務者研修ヘルパー2級課程修了者 介護職員初任者研修		3	
4. 事務員	1		事業に必要な事務処理

注1) 職員の配置については、指定基準を守っています。

注2) 非常勤については変動することがあります。

4. 提供するサービスと利用料

りんりんは、利用者のご家庭を訪問し、以下のサービスを提供いたします。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

訪問介護計画、第1号訪問事業個別計画に基づいてサービスを提供します。

＜サービスの内容＞

身体介護

(利用者以外のご家族等のサービスは行えません)

- 食事介助
- 排泄介助 …… おむつ交換、トイレの介助等
- 清潔の保持 … 清拭、足浴、入浴介助、入浴見守り、口腔ケア等
- 衣類の着脱の介助
- 移動の介助 … 車椅子の介助、歩行介助、通院・買い物の介助等

生活援助

(利用者以外のご家族等のサービスは行えません)

- 調理 …… 利用者の食事を用意いたします。
- 洗濯 …… 利用者の洗濯を行います。
- 買い物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をいたします。
- 掃除 …… 利用者の居室等の掃除を行います。

＜サービスの利用料金＞

厚生労働省の定める介護報酬の告示上の額とします。

介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じてご負担して頂きます。

※ 国で定められた利用料金が改正された場合は、その金額に変更されます。

訪問介護

主なサービス内容と単位数及び概算料金

下記表の自己負担概算（円）は、各種加算が含まれています。

自己負担概算（円）は負担割合が1割の場合です。負担割合証をご確認ください。

サービス内容			単位数 (点)	利用料金 概算(円)	自己負担 概算(円)	
身体介護 ＋ 生活援助	身体介護20分以上 30分未満	生活援助20分以上45分未満	身1生1・事Ⅱ	340	4,318	432
		生活援助45分以上70分未満	身1生2・事Ⅱ	411	5,227	523
	身体介護30分以上 60分未満	生活援助20分以上45分未満	身2生1・事Ⅱ	497	6,319	632
		生活援助45分以上70分未満	身2生2・事Ⅱ	569	7,228	723
身体介護中心		20分以上30分未満	身体1・事Ⅱ	268	3,410	341
		30分以上1時間未満	身体2・事Ⅱ	426	5,411	542
		1時間以上1時間半未満	身体3・事Ⅱ	624	7,933	794
生活援助中心		生活援助20分以上45分未満	生活2・事Ⅱ	197	2,501	251
		生活援助45分以上	生活3・事Ⅱ	242	3,073	308

各種加算の内容

特定事業所加算(Ⅱ)	基本報酬の10%	質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算
地域区分加算	1点あたり10.21円	1点あたりの地域ごとの加算(7級地)
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	利用点数の24.5%	介護職員に対する賃金改善の加算

その他下記条件のときは、別途加算料金をいただきます。

初回加算(月額)	200点	新規に訪問介護計画を作成し、初回サービスを実施する月にサービス提供責任者が自ら又は、他のヘルパーと同行した場合
緊急対応加算 (1回につき)	100点	営業時間内の緊急時に利用者からの要請でケアマネが必要と認め、サービス提供責任者又は、訪問介護員が24時間以内に身体介護を行った場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100点	指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等からの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200点	利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合

第1号訪問事業・訪問型サービス現行サービス型(A2)

サービス内容と単位数及び利用料金

下記表の自己負担（円）は、各種加算が含まれています。

自己負担（円）は負担割合が1割の場合です。負担割合証をご確認ください。

対象者	サービス内容		単位数 (点)	利用料金 (円)	自己負担 (円)
要支援1・2	週1回程度のご利用	訪問型サービス11	1,176	14,947	1,495
要支援1・2	週2回程度のご利用	訪問型サービス12	2,349	29,864	2,987
要支援2	週2回を超える程度のご利用	訪問型サービス13	3,727	47,374	4,738

各種加算の内容

地域区分加算	1点あたり10.21円	1点あたりの地域ごとの加算(7級地)
介護職員処遇改善加算(I)	利用点数の24.5%	介護職員に対する賃金改善の加算

その他下記条件のときは、別途加算料金をいただきます。

初回加算(月額)	200点	新規に訪問介護計画を作成し、初回サービスを実施する月にサービス提供責任者が自ら又は、他のヘルパーと同行した場合
生活機能向上連携加算(I)	100点	指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等からの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合
生活機能向上連携加算(II)	200点	利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合

第1号訪問事業・訪問型サービスA介護専門型(A3)

サービス内容と単位数及び利用料金

下記表の自己負担(円)は、負担割合が1割の場合です。負担割合証をご確認ください。

対象者	サービス内容		単位数(点)	利用料金(円)	自己負担(円)	
要支援1・2 事業対象者	週3回まで	生活援助20分以上45分未満	訪問A介護専門型20	179	1,828	183
		生活援助45分以上	訪問A介護専門型45	220	2,246	225

各種加算の内容

地域区分加算	1点あたり10.21円	1点あたりの地域ごとの加算(7級地)
--------	-------------	--------------------

その他に下記条件のときは、別途利用料金をいただきます。

- ・新規に第1号訪問事業計画を作成し、初回サービスを実施する月にサービス提供責任者が自ら又は、他のヘルパーと同行した場合は、初回加算として200点を加算します。

第1号訪問事業・訪問型サービスB(生活支援型)

サービス内容と利用料金

対象者	サービス内容	利用料	自己負担
要支援1・2/事業対象者	生活援助45分以上60分未満	1,500円	200円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域(半田市、武豊町、阿久比町)の場合は交通費はいただきません。但し、通常の事業の実施地域を越えて行う場合に要した交通費は、その実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越える地点から片道1キロメートルあたり100円を頂きます。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をいたします。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し、毎月15日前後までに前月分の請求をいたしますので、ご登録いただいた金融機関口座から自動振替にてお支払いいただきます。

ゆうちょ銀行は毎月20日、そのほかの金融機関は毎月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）の引き落としとなります。

5. サービス提供時の留意事項

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画・第1号訪問事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

※利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、即座にサービスを終了させていただきます場合があります。

2) りんりんの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただきます場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 利用者の要介護認定区分が、「自立」と認定された場合
- 利用者がお亡くなりになった場合

(3) 利用の中止、変更

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更する場合にはサービス提供日前日の受付時間内までにりんりに申し出てください。
- 利用予定日前日の受付時間を過ぎて中止又は変更の申し出があった場合につきましては、「キャンセル料」として1回660円を頂きます。
- サービス利用の変更申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議いたします。
- りんりんが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を通知することによって即座にサービスを中止することができます。
- 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合、りんりんは解約を文書にて通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 特別警報又は暴風警報、大雪警報などが発令され、台風・降雪等の気象状況により、訪問介護員の訪問に支障をきたす事が予測される場合は、訪問の中止または、変更をお願いすることがあります。

- 大規模地震（震度5強以上）発生時は、サービス提供前は訪問の中止をさせていただきます。訪問中の場合は、直ちにサービスを中止します。

(4) その他

- 1) サービスの実施に関する指示・命令
サービスの実施に関する指示・命令はすべてりんりんが行います。但し、りんりんはサービスの実施にあたって利用者の事情・動向等に十分配慮するものとします。
- 2) 備品等の使用
サービス提供に必要な水道、ガス、電気、電話等は無償で使用させていただきます。
- 3) 個人情報の取り扱いについて
利用者の個人情報については、厳正な管理のもとで取り扱います。
- 4) 利用者からの物品の授受について
訪問介護員等に、贈り物や飲食物の提供などはお断りしています。

6. 虐待の防止について

りんりんは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講ずるほか、当サービス従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

りんりんは、虐待防止委員会を設置しております。責任者：江藤明美

7. 緊急時の対応について

利用者の体調急変などが生じた場合は、必要性に応じ下記のとおりに対応をします。

- (1) サービス提供中の場合は、速やかに救急車搬送、主治医およびご家族等への連絡をします。
- (2) 緊急時の対応可能時間は、事務所受付時間内となります。基本的に二人対応で訪問します。緊急度合いにより、ご家族・ケアマネジャー・主治医等の関係機関にも連絡するなどの対応をします。

8. 相談苦情の受付について

りんりんに対する相談・苦情は、事務所まで遠慮なくお申し出下さい。

受付時間 月曜～金曜…9時～17時 但し、12/29～1/3と日・祝日を除く)

(電話) 0569-32-6616 (担当) 榊原友恵

〈その他関係機関〉

苦情処理相談窓口

愛知県国保連合会 介護福祉室内 苦情相談室	(電話) 052-971-4165
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	(電話) 052-212-5515
半田市役所 高齢介護課	(電話) 0569-84-0649 (直通)
阿久比町役場 健康介護課	(電話) 0569-48-1111
武豊町役場 福祉課 介護保険担当	(電話) 0569-72-1111

令和7年4月1日 改正